

鎌倉市公共施設再編計画基本方針策定支援等業務委託
公募型プロポーザルにおける質問事項と回答

番号	該当資料	該当箇所	質問内容	回答
1	実施要領	5 参加資格	今回の業務にあたって、JVを組むのは可能でしょうか。JVを組むことが可能な場合、提出書類等の書き方などについて指示をお願いします。	実施要領「5 参加資格」の冒頭にあるとおり、JV(共同企業体)での参加は不可です。 なお、その冒頭文における「共同参加は認めません。」は「共同参加は認めません。」の誤記です。
2	実施要領	9 提案書等の提出 (2)	業務提案概要書(様式4)と提案書(任意様式)の2種類の提案書を作成するということでしょうか。	そのとおりです。
3	実施要領	9 提案書等の提出 (2)	業務提案概要書(様式4)が「2枚まで」とありますが、提案の概要を2枚以内で記述するということですね。	そのとおりです。
4	実施要領	9 提案書等の提出 (2)	提案書(任意様式)は、A4であればページ数の制限はないという事でしょうか。それとも、ページ数の制限はありますか。	日本工業規格によるA4判の規格で作成してください。A3判を使用する場合は、A4判サイズに織り込んで綴じてください。なお、ページ数については制限はありません。
5	実施要領	9 提案書等の提出 (2)	「5(5)に関する契約書の写し(1契約分のみ)」と「実績確認ができる書類の写し」の関係について。	実施要領の「7 参加申し込み」において、「5 参加資格(5)」に関する契約書を電子メールに添付して送付いただきますが、この電子メールに添付頂いたものについて添付してください。「実績確認ができる書類の写し」については、それを補完するもの(報告書等の成果物の表紙等の抜粋など)があれば提出してください。
6	実施要領	9 提案書等の提出 (2)	「1契約分のみ」とは1契約分を超えて提出してはいけないという事でしょうか。	実施要領の「7 参加申し込み」において、「5 参加資格(5)」に関する契約書(1契約分)を電子メールに添付して送付いただきますが、この電子メールに添付頂いたものについて添付していただければ十分です。
7	実施要領	9 提案書等の提出 (2)	「実績確認ができる書類の写し」とは③業務経歴書(5件まで)の確認ができる書類の写しとすることでしょうか。その場合、報告書の表紙でも良いのですか。それとも契約書の写しでしょうか。契約書の場合、契約書は5(5)の契約書以外を提出するということでしょうか。	番号5の回答を参照ください。
8	実施要領	9 提案書等の提出 (2)	① 提出書類「⑨その他」のうち、「履歴事項全部証明書」は写しでもよろしいですか？	写して結構です。
9	業務委託仕様書	3 委託業務の内容 (4)	② 仕様書「3(4)モデル事業の提案」について、「平成24年10月頃までに先導的な事業を組み立てる」とありますが、これは、対象モデルの選定を10月頃までに行うという理解でよろしいでしょうか？	モデル事業の選定のみではなく、平成24年10月頃までにモデル事業を組立てるスケジュールで検討しておりますので、これに間に合うかたちで業務を履行していただくものです。

注1: 本資料は、鎌倉市公共施設再編計画基本方針策定支援等業務委託公募型プロポーザル実施要領に基づき、平成24年6月21日(木)から平成24年6月25日(月)までに提出された質問に対して回答するものです。
注2: 質問に対する回答内容は、実施要領等の追加又は修正とします。
注3: 質問の内容は、原文のまま記載しています。
注4: 質問の順序は項目ごとに編集して記載しているため、質問者ごとの並びにはなっていません。